

新型コロナウイルス:移動制限措置緩和及び現在の状況(5月28日)

【ポイント】

- 5月28日、セネガル内務省は、人や物の移動の実質禁止措置を緩和し、業務目的による移動について許可の申請の受付を再開する旨発表しました。この結果、許可があれば、ダカール州においては州をまたぐ移動が、また、ジュールベル州及びティエス州においては県をまたぐ移動がそれぞれ可能になります。
- その他セネガルにおける現状は本文2をご確認ください。邦人の方の感染や隔離の情報に接した場合には、当館までご一報お願いいたします。

【本文】

1 セネガルにおける移動制限措置の変更

セネガル内務省は、5月28日付けの省令において、5月25日の断食明け小祭（コリテ）前後に実施された、人や物の移動の実質禁止措置を緩和し、業務目的による移動について許可の申請の受付を再開する旨発表しました。

これにより、ダカール州においては、内務大臣による許可があれば、州をまたぐ移動が可能になります。ダカール州においては、引き続き県をまたぐ移動に制限はありません。

また、ジュールベル州及びティエス州においては、内務大臣及び知事による許可があれば、県をまたぐ移動が可能になります。両州においては、州をまたぐ移動は、引き続き禁止されています。

なお、以下2.（5）のとおり、引き続き夜間の移動は禁止されています。上記三州以外においては、県をまたぐ移動も州をまたぐ移動も引き続き禁止されています。

2 セネガルにおける状況（5月28日現在）

（1）感染状況

5月28日現在、セネガルにおける新型コロナウイルスの感染者は累計3348名、うち39名が死亡、1名が国外搬送、1686名が治癒済み、1622名が治療中です。引き続き一日当たりの検査数、感染者数が多いほか、死者数が増加傾向にあります。ダカール市内でのコミュニティ感染数、発生地区も増加しています。

現在、セネガルのほぼ全土において感染が確認されていますが、感染者の多くはダカール州で発生しています。感染者が発生している保健区は79のうち39保健区で、ダカール南部（少なくとも506名）、ダカール西部（少なくとも490名）、ダカール中央部（少なくとも421名）、ダカール北部（少なくとも378名）、ンバオ（少なくとも103名）、ユンブル（少なくとも56名）、ゲジャワイ（少なくとも132名）、ピキン（少なくとも79名）、ルフィスク（少なくとも69名）、サンガルカム（少なくとも81名）、ジャムニャジョ（少なくとも34名）、クルマサル（少なくとも35名）、ティエス（少なくとも83名）、ンブール（少なくとも20名）、ポペンギンヌ（少なくとも5名）、ティバワン（少なくとも2名）、プットウ（少なくとも54名）、トゥーバ（少なくとも319名）、ンバケ（少なくとも43名）、ジュールベル（少なくとも1名）、ジガンショール（少なくとも18名）、ウスイ（少なくとも1名）、ジュールル（少なくとも2名）、サンルイ（少なくとも6名）、リシャートル（少なくとも1名）ファティック（少なくとも2名）、ジャハオ（少なくとも1名）、カオラック（少なくとも5名）、ニョーロ（少なくとも4名）、タンバクンダ（少なくとも22名）、グディリ（少なくとも63名）、ベリンガラ（少なくとも70名）、ルーガ

(少なくとも31名), サカル(少なくとも1名), セデュー(少なくとも104名), リンゲール(少なくとも6名), チャジャイ(少なくとも2名), メヘ(少なくとも2名)及びケドゥグ(少なくとも1名)です。

(2) 感染が疑われる場合

発熱, 咳等の風邪症状が出ている場合や, 身近な方や勤務先等での接触者に感染が確認された場合には, 自己隔離し, 外出を避け, (現地の医療事情に鑑み) 医療機関を受診することは避けていただき, 症状が数日以上続く場合にのみ, 保健省の相談窓口「800 00 50 50」(24時間対応)にご相談ください。また, 呼吸困難等の緊急事態の場合には, 「1515」にて救急車(SAMU)を呼ぶことを推奨いたします。いずれの場合にも, 速やかに当館まで情報共有いただきますようお願いいたします。同様に, 外出時等に「接触者」等として取り扱われ, 自宅隔離を命じられるような場合には, 速やかに当館までご連絡いただきますようお願いいたします。

(3) 病院関連情報

現在, セネガルにおいて, 新型コロナウイルス感染者が隔離入院している場所は, ジャムニャジョの小児病院内の治療センター, ダカールの Fann 大学病院, l' Ordre de Malte 総合病院, Principal 軍病院, ダンテック病院, グランヨフの Idrissa Pouye 病院, ゴルフ・クリニック, ゲジャワイの Dalal Jamm 病院, トゥーバ, ジガンショール, コルダ, タンバクンダ, サンルイ, セデュー, カオラックの治療センター等の医療施設です。また, 感染者数の増加に伴い, 感染者のうち, 50歳未満で既往症がなく, かつ, 無症状の者は, 医療機関外での受け入れが開始しました。ダカール州はレオポール・セダール・サンゴール旧空港敷地内の施設及びノボテル・ホテル, テイエス州はゲレオの軍研修施設及び軍の基地, その他セジュール州, ジュルベル州, コルダ州にもそれぞれ専用施設が整備され, 今後は自宅での治療の可能性も検討されています。

(4) 接触者の隔離場所関連情報

感染者との接触者は, ダカールにおいては複数のホテル(Ngor Diarama, Savana, LagonII, IBIS, Novotel)に隔離されていましたが, 今後は自宅にて自己隔離が命じられる予定です。ご自身が接触者として自己隔離を命じられる場合や, 邦人の方が隔離対象となった等の情報に接した場合には, 当館までご一報いただけますようお願いいたします。

(5) その他制限等

セネガルでは3月24日に非常事態宣言が発出され(4月3日付けで30日間, 5月3日付けで更に30日間延長), 5月12日以降は夜間21時から早朝5時までは外出禁止となっています。

また, 4月19日以降, 行政サービス, 民間サービス, 商業施設, 交通機関においてはマスク着用が義務付けられています。宗教施設や学校は一部再開が決定されていますが, 引き続き集会禁止の原則は適用されており, 違反者への罰則もありますのでご注意ください。

(6) 感染を避けるために

在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、不要不急の外出を避け、外出時には人混みを避けると共に、マスクの着用や、石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒等を行い、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。また、屋内では、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集場所・密接場所）に集団で集まることは避けていただき、十分な換気をされることを推奨いたします。

(参考ウェブサイト)

●外務省海外安全 HP(各国の感染状況、渡航制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●日本帰国時の措置について（厚生労働省サイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

●厚生労働省新型コロナウイルス関連サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●在セネガル大使館 HP 日本語版

https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

●セネガル保健省 HP

<http://www.sante.gouv.sn/>

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555(夜間緊急 +221-77-569-8103)